

騒音の防止の方法変更届出書

年 月 日

(あて先) 横須賀市長

届出者

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

騒音規制法第 8 条第 1 項の規定により、騒音の防止の方法の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
△騒音の防止の方法	変更前	変更後	※施設番号
	別紙のとおり。		※審査結果
			※備考

- 備考
- 1 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。また、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 2 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A 4 とすること。

連絡先	部	課	(内線)
	担当者氏名	電話番号	

騒音の処理方法概要書

(単位 デシベル)

発生源である施設等		変更前		変更後	
(A) 発生源での騒音レベル		$\frac{m}{dB}$	$\frac{m}{dB}$	$\frac{m}{dB}$	$\frac{m}{dB}$
騒音 対策 による 減衰 値	(B) 音源対策による減衰				
	(C) 距離減衰	$\frac{m}{dB}$	$\frac{m}{dB}$	$\frac{m}{dB}$	$\frac{m}{dB}$
	(D) 建屋による減衰				
	(E) 防音壁等による減衰				
	(F) 減衰値合計 (B)+(C)+(D)+(E)				
敷地境界線での騒音レベル予測 (A)-(F)					
防音対策の具体的内容					
施設の使用時間		時 分～ 時 分	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分
当該事業所に適用される規制基準値		【午前8時から午後6時まで】 dB	【午前6時から午前8時まで及び午後6時から午後11時まで】 dB	【午後11時から午前6時まで】 dB	
添付図面		施設等の位置及びその位置から敷地境界線までの距離を示した図面			